

文書受信箱



件名	(周知) 送電部門で発生した事故の再発防止対策の配電部門への水平展開について		
起案箇所	配電本部 配電管理グループ, 配電本部 配電設備建設グループ, 配電本部 託送業務グループ	決定日	2018/09/07
承認印	役職：配電本部 配電管理グループ長 氏名：渡邊 勲 日付：2018/09/07 役職：配電本部 配電設備建設グループ長 氏名：那須 伸昭 日付：2018/09/07 役職：配電本部 託送業務グループ長 氏名：吉瀬 健一 日付：2018/09/07		
回答	不要	回答期限	
本文	送電鉄塔の基礎工事中に発生した作業員死亡災害について、送配電カンパニー事故防止委員会の中で再発防止対策が取り纏められ、各部門において水平展開の要否を検討するよう依頼がございました（平成30年 7 月 9 日文書）。 今回、上記再発防止策の内容について、配電部門での実施状況を確認し、配電部門において水平展開が必要な内容を整理しましたので、関係者全員に確実に周知し、遵守させることで類似事故を起こさないよう徹底を図ってください。 記 1 水平展開内容 (1) 現場代理人、作業責任者等の責務の再認識 ○送配電カンパニー社長からの指示事項（平成30年 7 月 6 日）を、全ての工事において遵守するよう機会あるごとにしっかりと関係者を指導し、徹底させること <送配電カンパニー社長からの指示（別紙 1）> ○現場代理人、作業責任者等に以下の責務を周知・徹底する ・現場代理人は、当該工事における全ての作業工法・手順を把握し、適切に作業するよう監督・指導する ・作業責任者は、予め定められた作業工法を変更する場合（標準的な工法よりも効率的な工法を発案し、工法を変更する場合も含む）、現場代理人へ報告する ・現場代理人は、作業工法の変更や安全対策等について当社と協議する (2) 元請による下請の技術レベル確認 ○請負発注または業務委託付託の際、マニュアル等に記載された下請会社や再委託会社の審査ルール（当該工事に関する法的資格保有など）(※) に則り、下請会社や再委託会社として十分な資格を要しているか確実に確認を行うことを徹底すること ※今回、請負伐採の下請承認、及び委託伐採の再委託について、伐採業務委託マニュアルに追記（別紙 2）。 なお、伐採業務委託マニュアルの改訂については、別途実施		

	(3) 直下作業の禁止 ○各職場の長は、直下作業は厳禁であることを再度、関係者全員に周知し遵守させること ※直下作業は厳禁であることを周知していたにも関わらず、送電の事故が発生していること、また、配電部門においても、伐採作業中に作業直下に入り、枝が落下し重傷を負う災害が発生しているなど、これまでも周知徹底を図ってきた中で、災害が発生していることを踏まえ、再度、直下作業の危険性、直下作業禁止の背景もあわせて周知し、徹底させること (4) ライナープレートの撤去手順の遵守 ○現在、送電部門でマニュアルへの織り込みを検討中であり、その内容を踏まえ、後日別途指示 (5) その他 ○託送部門においては、今回の工事業務は発生しないため対策の水平展開は不要。引き続き、委託会社との安全委員会や定例打合せ、帯同検針等、機会を捉えて作業品質の維持・向上、並びに安全管理の徹底に努めること 以 上 配電本部 託送業務 G 高原 (99-4124) 配電設備建設 G 寺田 (99-3808) 配電管理 G 篠原 (99-3822)
添付ファイル	説明 (別紙1) 送配電カンパニー社長からの指示.xdw (別紙2) 伐採業務委託マニュアル対比表(本文).xdw (参考資料1) 水平展開検討結果(配電、託送).xdw (参考資料2) 180904 重量物取扱い時におけるトラ綱が必要な作業の明確化について〔周知〕.xdw
関連情報	
保存年限	2年
廃棄日	2021/04/01

送付

送付先 (九州電力)	北九州送配電統括センター 配電部 配電グループ、北九州送配電統括センター 配電部 配電建設グループ、福岡送配電統括センター 配電部 配電グループ、福岡送配電統括センター 配電部 配電建設グループ、福岡送配電統括センター 配電部 地中線工事1グループ、福岡送配電統括センター 配電部 地中線工事2グループ、佐賀送配電統括センター 配電部 配電グループ、佐賀送配電統括センター 配電部 配電建設グループ、長崎送配電統括センター 配電部 配電グループ、長崎送配電統括センター 配電部 配電建設グループ、大分送配電統括センター 配電部 配電グループ、大分送配電統括センター 配電部 配電建設グループ、熊本送配電統括センター 配電部 配電グループ、熊本送配電統括センター 配電部 配電建設グループ、宮崎送配電統括センター 配電部 配電グループ、宮崎送配電統括センター 配電部 配電建設グループ、鹿児島送配電統括センター 配電部 配電グループ、鹿児島送配電統括センター 配電部 地中線工事グループ、鹿児島送配電統括センター 配電部 配電建設グループ
写送付先	配電本部 配電戦略企画グループ、配電本部 配電系統高度化グループ、配電本部 配電管理グループ、配電本部 配電設備建設グループ、配電本部 配電教育グループ、配電本部 配電技術グループ、配電本部 計量システム開発グループ、配電本部 配電制御高度化グループ、配電本部 配電システム開発

(九州電力)	グループ, 配電本部 配電技術センター 用品管理技術グループ, 配電本部 配電技術センター 電力品質・保全技術グループ, 配電本部 配電技術センター 工事技術グループ, 配電本部 託送業務グループ, 技術計画部 技術企画グループ, 業務統括部 人事労務グループ
送付先 (九州電力以外)	
写送付先 (九州電力以外)	
送付形態	決定後即時送付

受信

受信確認	日時 : 2018/09/10 08:56:09 確認者 : 篠原 輝明(配電本部 配電管理グループ 副長)
------	--

分類

分類	配電本部 配電管理グループ		
申請者	篠原 輝明	申請日時	2018/09/07 16:56

詳細履歴

作成履歴	最初の文書作成者 : 篠原 輝明 作成日 : 2018/08/24 18:31:42
更新履歴	

平成 30 年 7 月 6 日
送配電カンパニー
事故防止委員会

「66kV 三ヶ所線 No. 43 鉄塔基礎工事中の作業員死亡事故」を踏まえた
送配電カンパニー大の再発防止策について

「66kV 三ヶ所線 No. 43 鉄塔基礎工事中の作業員死亡事故」を踏まえ、送配電カンパニー事故防止委員会において審議した以下の再発防止策について、委託・請負先を含め、関係箇所に周知・徹底を行って下さい。

【 作業手順の遵守 】

- 作業責任者を含むすべての作業員に対し、原則として、予め定められた工法・手順を遵守するよう周知・徹底する。〔 4 - ④ 〕

【 現場代理人、作業責任者等の責務の再認識 】

- 現場代理人、作業責任者等に以下の責務を周知・徹底する。〔 2 - ① 〕

- ・ 現場代理人は、当該工事における全ての作業工法・手順を把握し、適切に作業するよう監督・指導する。
- ・ 作業責任者は、予め定められた作業工法を変更する場合（標準的な工法よりも効率的な工法を提案し、工法を変更する場合も含む）、現場代理人へ報告する。
- ・ 現場代理人は、作業工法の変更や安全対策等について当社と協議する。

【 基本動作の徹底（上下作業の禁止） 】

- 作業責任者を含むすべての作業員に対して、吊荷の下には入らない、入らせないという基本動作（上下作業の禁止）を軽微な作業であっても徹底するよう周知・徹底する。〔 4 - ④ 〕

※ []内は、別紙「重大事故等の再発防止策の水平展開の視点」の該当項目

以 上

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁	改 正 後			
	全社で統一する本店則（基準・業務標準）	改正の理由	補 足 説 明	改正の理由
1 ～ 2	1 総 則 1.1 目 的 この章は、委託適用業務基準で定める委託適用業務の内、配電部門が全社大で恒常的に 行う業務委託項目の計画、実施、検査、管理等に関する基本的事項を定め、適正かつ円滑 な業務の実施を図ることを目的とする。 このマニュアルは、配電業務基準第4章（業務の委託）に基づき、伐採交渉、立木補償 交渉及び保安伐採を業務委託する場合、並びに保安伐採及び建設伐採を請負発注する場合 の業務処理について定め、適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。	○ 請負工事で実施する保安伐 採も含む表現に見直し		
	1.2 適用範囲 委託適用業務基準で定める委託適用業務の内、配電部門が全社大で恒常的に行う業務 委託項目の計画、実施、検査、管理等に関する基本的事項は、別に定める場合を除き、 この章による。 伐採交渉、立木補償交渉及び保安伐採を業務委託する場合、並びに保安伐採及び建設 伐採を請負発注する場合の業務処理は、別に定める場合を除き、このマニュアルによる。 ただし、このマニュアルの補足説明の内、「センター以下の規定で変更可能な業務標 準」に記載の事項については、「全社で統一する本店則」の範囲内で、各所の実情に応 じた見直しを行い、店所則を制定することで、その取扱いを変更することが出来る。 なお、このマニュアルの「全社で統一する本店則」には、利便性等を考慮し、上位規定 である基準の内容も網掛けを施し、併記している。 1.3 用語の定義 1 委託会社 委託会社とは、伐採交渉、立木補償交渉及び保安伐採に関する「単価契約書」を当社と 締結した会社をいう。 2 請負会社 請負会社とは、保安伐採及び建設伐採等について、当社と工事請負契約を締結した会 社をいう。 3 伐採工事 伐採工事とは、高低圧線（22kV特高を含む）及び引込線に接触、接近している樹木等を 保安・建設のために伐採することをいう。 4 保安伐採 保安伐採とは、既設配電線路の保守のために実施する伐採工事をいう。	○ 請負工事で実施する保安伐 採も含む表現に見直し	○ 本マニュアルは、伐採業務委託に関する規定であるが、マニュアル利用時の利便性を考慮し、 伐採請負工事に関する業務処理も規定している。	○ 保安伐採（請負）を含める ため、建設伐採（請負）工 事から文言変更

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁

改正後

全社で統一する本店則（基準・業務標準）

改正の理由

補足説明

改正の理由

5建設伐採

建設伐採とは、配電線工事（建仮、修繕）に伴って実施する伐採工事をいう。

6根切り伐採

根切り伐採とは、樹木の地際付近で切る伐採をいう。

7芯止め伐採

芯止め伐採とは、樹木の中で切る伐採をいう。

3～4

1.4伐採単位

樹種・伐採方法別の伐採単位は、次による。

樹種	伐採方法	単位	伐採方法別カウント単位
杉・檜	根切り	本	樹木の根切りする幹の本数
	芯止め	本	樹木の途中で芯止めする幹の本数
	小枝切り	本	樹木の枝切りする幹の本数
松・雑木	根切り	本	松、雑木を根切り、又は樹木の途中で芯止めする幹の本数
	大枝切り	本	松、雑木の直径20cm以上の枝を切る幹の本数
	小枝切り	本	松、雑木の直径20cm未満の枝を切る幹の本数
竹	一般	本	孟宗竹、大名竹、から竹等を切る本数
	女竹	箇所	女竹伐採の他、小木（雑木及び一般竹）の密生しているもので、女竹伐採に相当するものも含む。ただし、小木とは直径1～2cm程度のものが密生したものとする。
かずら		箇所	単独に発生したもので、電柱1基で1箇所とする。樹木伐採と同一箇所のものは、当該樹木伐採の付帯工事とする、
街路樹	本		剪定を行う街路樹の幹の本数

○配電線路延長、増架、電柱丈尺変更及び継柱等工事に伴う離隔確保のため実施する伐採工事をいう。

建設伐採については、伐採交渉は業務委託の対象であるが、工事は業務委託の対象外となる。基本的には当該工事件名の中で施工、整理する。

○小木とは女竹同様、鎌などで簡単に伐採が可能なものも含む。

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁	改 正 後			
	全社で統一する本店則（基準・業務標準）	改正の理由	補 足 説 明	改正の理由
5～6	2 伐採交渉及び立木補償交渉		○伐採交渉、立木補償交渉の業務委託処理フローは、別紙1による。	
	2.1 業務委託範囲 業務委託範囲は、次による。 ○伐採に伴う伐採交渉 ○伐採に伴う簡易な補償交渉 ○伐採交渉後の伐採樹木・雑木・竹あるいは電柱への標示 ○伐採樹木・雑木・竹の後処理方法の交渉 ○有償の場合、伐採樹木・雑木・竹の胸高測定 ○伐採工事の「承諾書兼請求書」の受領（有償の場合） ○竹・筍伐採交渉の覚書締結 ○主要道路沿いの伐採箇所（枝、幹等）の確認 ○その他上記に付帯する事項 ・交渉不成立時の場合、交渉経過の報告 ・交渉時にお客さま要望等の申出事項を当社へ連絡			
	2.2 業務委託の実施 1 業務の指示 送配電統括センター配電部（配電事業所を含む）は、必要に応じて委託会社等の関係箇所と事前打合せの上、指示書等により業務の指示を行う。 配電事業所担当グループは、伐採交渉指示書（兼）報告書（様式1）を作成し、伐採保修票等を添付の上、委託会社へ指示する。	○組織名の見直し	○伐採保修票の様式は、別途定める「伐採保守マニュアル」による。 ○交渉指示は、伐採必要時期までの適正な交渉・工事期間を考慮して実施する。 ○委託会社で交渉困難な場合及び緊急伐採の交渉は、社員で実施する。	
	2 業務の実施 業務の実施は、関係法令、業務委託仕様書、関係規定及び指示書等に基づき、安全かつ適切に行う。 なお、保安上又は業務遂行上の事由等により、緊急の措置が必要な場合は、委託会社に対して適切な指示を行うとともに必要に応じて当社による措置を行う。 (1) 伐採交渉の実施 当社から指示がある場合を除き、根切り伐採による交渉を原則とする。また、樹木と配電線との離隔距離が2 m以上確保できるよう交渉する。			

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁	改 正 後			
	全社で統一する本店則（基準・業務標準）	改正の理由	補 足 説 明	改正の理由
	(2) 立木補償交渉の実施 ○簡易な立木補償（補償費算定基準内の補償交渉でかつ1権利者についての補償料が10万円以下及び設計書1件の補償料総額が50万円以下のもの）について、交渉を行う。 ○立木補償について、権利者の承諾を得た場合は、請求関係資料（様式2）を発行し、請求関係資料を受領時に請求書（控）を権利者へ手渡す。 ○請求関係資料の取引名義は、原則として請求者（承諾者）の名義とするが、やむを得ず請求者と取引名義人が相違する場合は、取引名義人の委任状（同意書）を受領する。 (3) 伐採交渉結果の現場標示 伐採交渉が完了した樹木については、テープ等で標示する。 (4) 竹・筍伐の伐採に関する覚書の締結 毎年定期的に一定の場所で発生する竹・筍伐採箇所について、権利者の承諾を得られた場合は、「配電線支障竹・筍の伐採に関する覚書（以下、覚書という）」を締結する。		○簡易な立木補償交渉を超える伐採交渉が必要な場合は、社員が実施する。 ○補償費算定の基礎となる伐採樹木の胸高径を実測する。 ○別途定める補償基準の金額で、権利者の同意を得た場合は、請求関係資料の金額欄へ補償金額を記入する。 ○請求関係資料の住所・氏名は、権利者の自筆とし、押印して頂く。 ○委任状（同意書）の住所・氏名は、取引名義人の自筆とし、押印して頂く。 ○請求関係資料受領時の留意事項は、参考資料1による。 ○伐採方法別に区分し、根切りは赤色、芯止めは黄色、その他は青色で表示する。	
	2.3 業務委託の検査 1 実施結果報告の受領 送配電統括センター配電部（配電事業所を含む）は、委託会社から別途定める竣工書類等により、実施結果の報告を受ける。 配電事業所担当グループは、伐採交渉完了翌日から2営業日以内に次の竣工書類を委託会社から受領する。 ○伐採交渉指示書（兼）報告書（様式1） ○伐採交渉・工事実績明細書（様式3） ○連絡票（様式4） ○請求関係資料（様式2）【立木補償を行う場合のみ】 ○覚 書【覚書締結時のみ】	○組織名の見直し	○交渉不能分は、社員で再度交渉を行う。 ○連絡票は、交渉したお客さま毎に作成し、交渉内容や枝切り対象などの詳細な伐採範囲を明記する。（必要に応じ、平面図、断面図を別途添付）	
	2 竣工書類の審査 送配電統括センター配電部（配電事業所を含む）は、受領した竣工書類等の審査を行う。 配電事業所担当グループは、受領した竣工書類を審査する。竣工書類に不備がある場合は、委託会社へ返却し、修正を指示する。	○組織名の見直し		
	3 検 収 竣工書類審査及び現場検査結果等が適正な場合は、別途定める方法により業務委託費の検収を行う。 検収処理は、配電業務委託管理システムにより行なう。			

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁	改 正 後			
	全社で統一する本店則（基準・業務標準）	改正の理由	補 足 説 明	改正の理由
7～8	2.4 補償伺いの実施 配電事業所担当グループは、請求関係資料の内容を審査し、補償金の支払いについて電線路関係補償金伺書（様式5）により決定を受ける。 なお、補償費算定基準内の補償交渉でかつ1権利者についての補償料が10万円以下及び設計書1件の補償金総額が50万円以下のものは補償料明細書（様式6）により決定を受けることができる。			
	3 保安伐採（業務委託） 3.1 業務委託範囲 業務委託範囲は、次による。 ○伐採工事の実施計画策定 ○伐採工事の実施 ○伐採工事実施に伴う工事計画及び完了のお客さまへの連絡・調整 ○伐採工事実施に伴う道路使用等許認可申請 ○伐採工事実施に伴う伐木処理 3.2 業務委託の実施 1 業務の指示 送配電統括センター配電部（配電事業所を含む）は、必要に応じて委託会社等の関係箇所と事前打合せの上、指示書等により業務の指示を行う。 配電事業所担当グループは、伐採交渉完了分について伐採工事指示書（兼）報告書（様式7）に伐採交渉・工事実績明細書（様式3）及び連絡票（様式4）を添付し、委託会社へ工事を指示する。	○新規に保安伐採（請負）の記載を追加するため、保安伐採（業務委託）と記載し区別化 ○組織名の見直し	○保安伐採の業務委託処理フローは、別紙2による。 ○伐採工事予定日及び完了日のお客さまへの連絡・調整、伐木処理方法などの確認を実施する。 ○伐採交渉完了分とは、次のものをいう。 ・お客さまから伐採の承諾を得たもの ・有償分は、補償料支払い済のもの ○工事指示は、伐採必要時期までの適正な工事期間を考慮し、年度工事が平滑化するように実施する。	

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁	改 正 後			
	全社で統一する本店則（基準・業務標準）	改正の理由	補 足 説 明	改正の理由
9～10	2 業務の実施 業務の実施は、関係法令、業務委託仕様書、関係規定及び指示書等に基づき、安全かつ適切に行う。 なお、保安上又は業務遂行上の事由等により、緊急の措置が必要な場合は、委託会社に対して適切な指示を行うとともに必要に応じて当社による措置を行う。 (1) 週間計画の策定 委託会社は、伐採工事指示書（兼）報告書等により、伐採工事週間計画表（様式8）を策定し、配電事業所担当グループへ提出する。 なお、伐採工事に伴う道路使用申請などは、必要に応じ適正に申請し、許可を得る。 (2) 伐採工事の実施 ○委託会社は、伐採工事の実施予定日及び完了について、お客さまへ連絡・調整を行う。 ○委託会社は、伐採工事指示書（兼）報告書、連絡票及び別途定める「伐採保守マニュアル」等に基づき、伐採工事及び伐木処理を行う。 ○なお、伐木処理のうち、現場残置ができないものについては、公営処分場等、適正な処理場へ運搬して処分する。		○伐採工事週間計画表は、前週金曜日までに提出させる。 ○伐採工事週間計画表は、伐採工事に関するお客さま問合せ等に使用する。 ○高圧線接近等により、委託会社から防護管取付等の連絡（要請）を受けた場合、配電事業所は、必要に応じて現場立会の上、必要な措置又は指示を行う。 ○委託会社は、指示された伐採箇所で、更に伐採が必要な樹木がある場合は、配電事業所担当グループへ連絡し、指示を受ける。	
	3.3 業務委託の検査 1 実施結果報告の受領 送配電統括センター配電部（配電事業所を含む）は、委託会社から別途定める竣工書類等により、実施結果の報告を受ける。 配電事業所担当グループは、伐採工事完了翌日から2営業日以内に次の竣工書類を委託会社から受領する。 ○伐採工事指示書（兼）報告書（様式7） ○伐採交渉・工事実績明細書（様式3） ○協定書・写真（協定費発生時のみ）	○組織名の見直し	○協定書は、「委託・指定工事金協定申請書」を準用する。 ○協定の具体的な対象及び取扱い（写真添付対象含む）は、業務委託仕様書別添「保安伐採工事単価の取扱い」による。	

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁	改正後																
	全社で統一する本店則（基準・業務標準）	改正の理由	補足説明	改正の理由													
	2 竣工書類の審査 送配電統括センター配電部（配電事業所を含む）は、受領した竣工書類等の審査を行う。 配電事業所担当グループは、受領した竣工書類について、必要書類の添付有無、伐採数量等の審査を行う。 3 現場検査 現場検査は、次の実施方法により行う。また、必要に応じて立会検査を行う。 <table><tr><th>業務委託項目</th><th>現場検査の実施方法</th></tr><tr><td>支持物関連保守業務</td><td rowspan="2">○ 抜き取り検査</td></tr><tr><td>保安伐採</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>○ 必要に応じて配電事業所担当グループ長の判断により実施</td></tr></table> (1) 現場検査項目 現場検査の項目は次による。 <table><tr><th></th><th>項 目</th></tr><tr><td>工事方法と検査</td><td>○ 施工状態の適否（当社指示、規定どおりとなっているか等） ○ 工事箇所の後始末の良否（伐木処理の状況等）</td></tr><tr><td>竣工書類と現場との整合検査</td><td>○ 伐採数量の相違 ○ 単価種別の適用解釈（伐採種別、本数、工量等） ○ 協定の必要性 など</td></tr></table>	業務委託項目	現場検査の実施方法	支持物関連保守業務	○ 抜き取り検査	保安伐採	上記以外	○ 必要に応じて配電事業所担当グループ長の判断により実施		項 目	工事方法と検査	○ 施工状態の適否（当社指示、規定どおりとなっているか等） ○ 工事箇所の後始末の良否（伐木処理の状況等）	竣工書類と現場との整合検査	○ 伐採数量の相違 ○ 単価種別の適用解釈（伐採種別、本数、工量等） ○ 協定の必要性 など	○ 組織名の見直し		
業務委託項目	現場検査の実施方法																
支持物関連保守業務	○ 抜き取り検査																
保安伐採																	
上記以外	○ 必要に応じて配電事業所担当グループ長の判断により実施																
	項 目																
工事方法と検査	○ 施工状態の適否（当社指示、規定どおりとなっているか等） ○ 工事箇所の後始末の良否（伐木処理の状況等）																
竣工書類と現場との整合検査	○ 伐採数量の相違 ○ 単価種別の適用解釈（伐採種別、本数、工量等） ○ 協定の必要性 など																

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁	改 正 後																			
	全社で統一する本店則（基準・業務標準）	改正の理由	補 足 説 明	改正の理由																
11～12	(2) 現場検査の実施 ○現場検査は、工事竣工月の翌月に計画的に行なう。 ○現場検査は、次の資料単位及び委託会社ごと 1 か月の抜取率が 5 % 以上となるよう抜取る。ただし、立会検査を行ったものは、現場検査の対象外とする。 <table><tr><td>業務委託項目</td><td>試料の単位</td><td>備 考</td></tr><tr><td>保 安 伐 採</td><td>径 間</td><td>1 か月の竣工件数を手作業抜取り</td></tr></table>	業務委託項目	試料の単位	備 考	保 安 伐 採	径 間	1 か月の竣工件数を手作業抜取り													
	業務委託項目	試料の単位	備 考																	
保 安 伐 採	径 間	1 か月の竣工件数を手作業抜取り																		
	(3) 立会検査の実施 配電事業所担当グループは、必要に応じ、保安伐採の施工状況について立会検査を行う。 (4) 指摘票の発行 現場検査の結果、竣工書類に不適正な項目があった場合、及び立会検査で指摘事項があった場合は、指摘票（様式 9）に記録の上、委託会社へ修正指示及び指導を行う。 (5) 手直票の発行 ○検査実施箇所は、不良工事を発見した場合、直ちに請負工事・委託業務手直票〔以下、手直票〕（様式10）により委託会社に手直しを指示する。 ○現場検査の結果、不合格と判定された場合は、当月に竣工した同一内容の業務委託について、全数検査を委託会社に指示する。 なお、委託会社に全数検査を指示する場合は、当月に竣工した同一内容の委託業務一覧表を委託会社へ提示する。 ○委託会社は、手直票に基づき、不良箇所を改修の上、交付日から10営業日以内に手直票を返却する。 なお、委託会社は、全数検査の一覧表を受理後、1 か月以内に実施し、その結果及び不良工事再発防止対策を検査実施箇所へ提出する。 ○検査実施箇所は、返却された手直票より、再検査を写真検査により行う。 また、手直し工事完了後の再検査で、再び不良工事が発見された場合は、再度手直しを指示し、手直票とともに不良工事再発防止対策を検査実施箇所に提出させる。 4 検 収 竣工書類審査及び現場検査結果等が適正な場合は、別途定める方法により業務委託費の検収を行う。 検収処理は、配電業務委託管理システムにより行なう。		○立会検査は、施工後では検査困難な箇所に主眼をおいて行う。 ○必要により、手直しの緩急度を指示し、手直票には工事前後の写真を必ず添付させる。 ○保安伐採費用の勘定科目は、次による。 <table><tr><td>項目</td><td>科 目</td><td>款</td><td>項</td><td>目</td><td>節</td><td>小 節</td><td>種 別</td></tr><tr><td>保安伐採</td><td>委託費 (519)</td><td>担当 箇所</td><td>配電費 (06)</td><td>雑委託費 (10)</td><td>その他 (90)</td><td>—</td><td>伐採関係費 (45)</td></tr></table>	項目	科 目	款	項	目	節	小 節	種 別	保安伐採	委託費 (519)	担当 箇所	配電費 (06)	雑委託費 (10)	その他 (90)	—	伐採関係費 (45)	
項目	科 目	款	項	目	節	小 節	種 別													
保安伐採	委託費 (519)	担当 箇所	配電費 (06)	雑委託費 (10)	その他 (90)	—	伐採関係費 (45)													

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁	改 正 後												
	全社で統一する本店則（基準・業務標準）	改正の理由	補 足 説 明	改正の理由									
13～14	4 業務委託の管理 4.1 業務委託体制の管理 送配電統括センター配電部（配電事業所を含む）は、必要に応じて委託会社から次の報告を受領し、審査、承認を行うとともに必要な指導等を行う。 o 業務管理体制 o 教育計画及び実施状況 o 下請（再委託）の登録 o 作業者の技能 等 1 個人情報等機密情報取扱いに関する委託会社への監督 送配電統括センター配電部及び配電事業所担当グループは、個人情報等機密情報（補償料関係書類、伐採関係書類等）に関する委託会社の取扱い状況を監督するため、次のとおり点検・調査を行う。 (1) 実施頻度 1 回／年程度 (2) 立入点検 送配電統括センター配電部及び配電事業所の担当グループは、「個人情報等機密情報取扱いに関するチェックリスト（九電用）」（様式 11）に基づき、次のとおり委託会社事業所への立入点検を行う。 <table><tr><td>実施箇所</td><td>立入点検先</td><td>点 検 内 容</td></tr><tr><td>センター配電部</td><td>委託会社支店</td><td>o 組織的、人的、物理的及び技術的な情報管理状況</td></tr><tr><td>配 電 事 業 所</td><td>委託会社営業所</td><td>o 再委託の承認、監督状況等</td></tr></table> (3) 業務委託従事者への調査 o 配電事業所担当グループは、当該業務委託（伐採交渉、伐採工事）従事者に対して「個人情報等機密情報取扱いに関する確認リスト（業務委託会社業務従事者用）」（様式 12）の記入を依頼する。 o 配電事業所担当グループは、上記リストの集約を行い、情報管理の徹底を図るための指導等に活用する。 (4) 不備時の措置 前記(2)、(3)の点検・調査の結果、不備がある場合は、委託会社に改善指示を行い、改善対策等の報告を受ける。 (5) 点検・調査結果の保存 点検・調査箇所は、次回点検・調査までの期間、次の点検・調査結果を適切に保存する。 ・個人情報等機密情報取扱いに関するチェックリスト（九電用）（様式 11） ・個人情報等機密情報取扱いに関する確認リスト（業務委託会社業務従事者用）（様式 12） ・改善指導、改善対策報告 等（不備時のみ）	実施箇所	立入点検先	点 検 内 容	センター配電部	委託会社支店	o 組織的、人的、物理的及び技術的な情報管理状況	配 電 事 業 所	委託会社営業所	o 再委託の承認、監督状況等	o 組織名の見直し o 組織名の見直し o 組織名の見直し o 組織名の見直し	o 報告時の提出書類、期限及び提出先は、委託仕様書により定める。 o 実施時期は、安全懇談会や業務打合せ等にあわせるなど効率的に行う。 o 不備による情報漏えいが懸念される場合で上位機関での指導・改善措置が必要と判断される場合は、不備内容を明確にした上で上位機関に報告する。 o 報告を受けた上位機関は、報告箇所と協議の上、委託会社の指導及び改善指示を行う。 o なお、本店対応が必要なものは、点検・調査後 1 ヶ月以内に本店担当グループまで報告を行う。	
実施箇所	立入点検先	点 検 内 容											
センター配電部	委託会社支店	o 組織的、人的、物理的及び技術的な情報管理状況											
配 電 事 業 所	委託会社営業所	o 再委託の承認、監督状況等											

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁	改 正 後			
	全社で統一する本店則（基準・業務標準）	改正の理由	補 足 説 明	改正の理由
15-16	2 再委託の承認 (1)委託会社は、本業務の全部または一部を原則として第三者に依頼してはならない。ただし、あらかじめ依頼する第三者に関して工事に必要な基準を満たしているか確認のうえ、センター担当グループへ書面を提出し承諾を得た場合はこの限りではない。 ○提出する書類は以下のとおり （提出時期は、継続の場合は毎年3月末、新規の場合は都度） ① 再委託承認申請書 ② 作業員毎の安全教育計画書（継続の場合は、実施報告書も提出） ③ 作業員の所有資格の証明書（写） ④ 労災の加入証明（写） 等 ⑤ 損保の加入証明（写） 等 （推奨：加入している場合のみ） ⑥ 再委託者との契約書（案）（継続の場合は、契約書（写）） （再委託会社の認定基準） 1 作業者の技能・スキル ○業務内容に必要な資格及び技能を有した作業者が確保されていること ・電気取扱いに関する安全教育の受講 ・高所作業車の運転に関する技能講習の受講 ・特別教育受講（伐採（伐木・チェーンソー）に関する特別教育） 2 労災への加入 ○労災保険又はグループ保険に加入していること 3 社会的信用性 ○過去にコンプライアンス面、環境面等、マスコミに取上げられた不当行為、違法行為がないこと ○当社に対して非協力的でないこと 4 工事品質 ○過去の当社安全パトロールにおいて、ペナルティー適用又は重大な指摘事項等がないこと (2)委託会社は、再委託者が業務遂行にあたり、故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、当社に報告しなければならない。 (3)委託会社は、再委託者の現場について安全パトロール等を行い、工事の安全確保を図らなければならない (4)委託会社は、再委託者の行為について、当社に対して一切の責任を負うものとする (5)委託会社は、当社の承諾を得て第三者へ再委託する場合、再委託者に対して当社が委託会社に課す機密保持義務と同様の機密保持義務を課し、機密保持状況について継続的に管理すること	○再委託に関する記載を明記 ○委託仕様書に記載の認定基準をマニュアルに織込み		

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁	改 正 後			
	全社で統一する本店則（基準・業務標準）	改正の理由	補 足 説 明	改正の理由
17-18	4.2 工程管理 送配電統括センター配電部（配電事業所を含む）は、業務整理簿等により適切に工程管理を行う。	○組織名の見直し	センター以下の規定で変更可能な業務標準 ○工程管理は、次の整理簿により行う。 ・伐採交渉：伐採交渉業務整理簿（様式 13） ・伐採工事：伐採工事業務整理簿（様式 14） ○配電事業所担当管理職は、月 1 回以上、上記整理簿により工程管理状況を審査する。	
	4.3 実績管理 送配電統括センター配電部（配電事業所を含む）は、管理表及び出力帳票等により、業務委託実績の管理を適切に行う。	○組織名の見直し		
	配電事業所担当グループは、実績管理表及び出力帳票等により業務委託実績の管理を適切に行う。		センター以下の規定で変更可能な業務標準 ○配電事業所担当グループは、毎月の実績を伐採交渉実績管理表（様式 15）、伐採工事実績管理表（様式 16）及び年度伐採工事管理表（様式 17）により、センター配電部担当グループへ所定の期日までに報告する。	○組織名の見直し
	5 建設伐採・保安伐採（請負）	○保安伐採を追記	○請負伐採の業務処理フローは、別紙 3 による。 ○配電工事（設備の新增設及び修繕）に伴い発生する建設伐採工事で、協定工事金が 6 0 万円以下程度の軽易な建設伐採工事については、本マニュアルによらず、委託工事会社に施工させることが出来る。	○保安伐採を追記したことによる文言変更 ○建設伐採に特化した項目のため、建設伐採工事と明記
	5.1 請負伐採の実施 1 工事請求 配電事業所担当グループは、伐採交渉完了分について、伐採交渉・工事实績明細書、連絡票、工事仕様書を作成の上、資材 I T システムにより、工事請求を行う。	○保安伐採を追記したことによる文言変更	○伐採交渉完了分とは、次のものをいう。 ・お客さまから伐採の承諾を得たもの ・有償分は、補償料支払い済のもの センター以下の規定で変更可能な業務標準 ○伐採工事費の算定は、伐採工事費算定表（参考資料 3）により行う。 ○工事請求は伐採必要時期までの適切な工事期間、契約期間及び工事実績への反映のタイミング等を考慮し、実施する。 ○資材 I T システム入力時の留意事項は次のとおり。 ・工事請求票：原則として「配電用」を使用 ・件 名：通常時「0」、非常災害時「適用災害指定コード（1 桁）【災害指定の都度周知】」 ・取 付：「1（取付）」 ・勘 定：伐採対象設備の勘定コード（例：電線高圧「4 1」※） ※機械化コード表で確認する	

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁	改 正 後								
	全社で統一する本店則（基準・業務標準）	改正の理由	補 足 説 明	改正の理由					
19～20	2 伐採工事の実施 (1) 工事着手届の受領 配電事業所担当グループは、伐採工事の実施前に請負会社から工事着手届（参考資料4）及び工事工程表（様式18）を受領する。 (2) 工事実施 伐採工事は、伐採交渉・工事実績明細書、連絡票、工事仕様書及び別途定める「伐採保守マニュアル」等に基づき、伐採工事及び伐木処理を実施する。 (3) 現場代理人は、工事現場に常駐し、工事全体の管理・監督・指導を行うこと	○現場代理人の責務を明記	○高圧線接近等により、請負会社から防護管取付等の連絡（要請）を受けた場合、配電事業所は、必要に応じて現場立会の上、必要な措置又は指示を行う。 ○指示された伐採箇所で、更に伐採が必要な樹木がある場合は、配電事業所担当グループへ連絡し、指示を受ける。 ○元請け工事会社の管理責任者の現場常駐については、工事請負契約条件（基準）にも明記されている ＜工事契約条件（基準）抜粋＞ （現場代理人及び主任技術者等） 第12条 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、（以下、省略）	○ 補足内容を追記					
	5.2 請負伐採の検査 1 伐採工事結果の報告 配電事業所担当グループは、工事完了の翌日から2営業日以内に請負会社から次の竣工書類を受領する。 ○伐採交渉・工事実績明細書 ○しゅん工届（参考資料5） ○工事前後の写真 2 竣工書類の審査 配電事業所担当グループは、請負会社から返納された竣工書類について、伐採交渉・工事実績明細書、伐採前後の写真等により審査を行う。 なお、伐採工事数に増減がある場合は、資材規程要則5.10【契約の変更】に基づき処理を行う。 3 現場検査 建設伐採の現場検査は、右記補足説明の内容を除き、前記3.3-3「現場検査」に準じて行う。	○保安伐採を追記したことによる文言変更	○伐採前後の写真は、撮影年月日及び電柱番号の入ったものとする。 ○伐採工事数増減の処理は、資材ITシステムにより、次のとおり行う。 <table><tr><th>増 減 額</th><th>処理方法</th></tr><tr><td>増減の差引合計金額が原契約の10%以下、かつ200万円以下のとき</td><td>工事費増減調書により対応</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td>増減分の工事請求により対応</td></tr></table> ○試料の抜取りは、件名単位に、最低1試料を抜取る。ただし、抜取率が過大となる場合は、他件名を含めて、抜取率が5%以上になるように調整する。 ○抜取り率は、請負会社の技術力等を考慮し、配電事業所担当グループ長の判断により決定する。（5%下限）	増 減 額	処理方法	増減の差引合計金額が原契約の10%以下、かつ200万円以下のとき	工事費増減調書により対応	上記以外の場合	増減分の工事請求により対応
増 減 額	処理方法								
増減の差引合計金額が原契約の10%以下、かつ200万円以下のとき	工事費増減調書により対応								
上記以外の場合	増減分の工事請求により対応								

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁	改正後			
	全社で統一する本店則（基準・業務標準）	改正の理由	補足説明	改正の理由
	4 検 収 竣工書類審査及び現場検査結果等が適正な場合は、資材 I T システムにより検収処理を行う		○手直し工事再検査の結果、再び不良工事が発見された場合は、再度手直しを指示するとともに、以降の工事付託を見合わせる等の対応を行う。	
	5.3 工程管理 配電事業所担当グループは、工事管理簿により、適切に工程管理を行う。		センター以下の規定で変更可能な業務標準 ○工程管理は、伐採工事管理簿（様式 19）により行う。 ○配電事業所担当管理職は、月 1 回以上、上記管理簿により工程管理状況を審査する。	
	5.4 実績管理 配電事業所担当グループは、実績管理表等により建設伐採工事实績の管理を適切に行う。		センター以下の規定で変更可能な業務標準 ○配電事業所担当グループは、毎月の実績を伐採工事实績管理表（様式 16）及び年度伐採工事管理表（様式 17）により、センター配電部担当グループへ所定の期日までに報告する。	
				○組織名の見直し

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁	改 正		正 後																						
	全社で統一する本店則（基準・業務標準）	改正の理由	補 足 説 明	改正の理由																					
21-22	6 請負会社の管理 6.1 下請けの承認 (1)元請会社は、本業務の全部または一部を原則として第三者に依頼してはならない。ただし、あらかじめ依頼する第三者に関して工事に必要な基準を満たしているか確認のうえ、配電事業所担当グループへ書面を提出し承諾を得た場合はこの限りではない。 ○提出する書類は以下のとおり （提出時期は、保安伐採を請負工事で実施している場合は毎年3月末、それ以外は都度） ① 下請工事会社登録申請書 ② 作業員毎の安全教育計画書（継続の場合は、実施報告書も提出） ③ 作業員の所有資格の証明書（写） ④ 労災の加入証明（写） 等 ⑤ 損保の加入証明（写） 等 （推奨：加入している場合のみ） <table><tr><th>項目</th><th>具体的必要要件</th></tr><tr><td>企業としての要件</td><td>○過去にコンプライアンス面、環境面等、マスコミに取上げられた不当行為、違法行為がないこと ○当社に対して非協力的でないこと ○安全管理体制が整備されていること（死亡事故や社会的重大な事故が1年以上発生していないこと） ○労災保険又はグループ保険に加入していること</td></tr><tr><td>技術的要件</td><td>○業務内容に必要な資格及び技能を有した作業者が確保されていること ・電気取扱いに関する安全教育の受講 ・高所作業車の運転に関する技能講習の受講 ・特別教育受講（伐採（伐木・チェーンソー）に関する特別教育） ○過去の当社安全パトロールにおいて、ペナルティー適用又は重大な指摘事項等がないこと</td></tr><tr><td>発注形態</td><td> 元請1次下請 元請工事会社登録会社 </td></tr><tr><td>その他</td><td>○下請工事会社の工事施工に当たっては、元請工事会社の管理責任者の現場常駐を条件（元請会社の責任の明確化）とし承認する。（安全パトロール等でチェック）</td></tr></table> (2)元請会社は、下請会社が業務遂行にあたり、故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、当社に報告しなければならない。 (3)元請会社は、下請会社の行為について、当社に対して一切の責任を負うものとする (4)元請会社は、当社の承諾を得て第三者へ発注する場合、下請会社に対して当社が元請会社に課す機密保持義務と同様の機密保持義務を課し、機密保持状況について継続的に管理すること	項目	具体的必要要件	企業としての要件	○過去にコンプライアンス面、環境面等、マスコミに取上げられた不当行為、違法行為がないこと ○当社に対して非協力的でないこと ○安全管理体制が整備されていること（死亡事故や社会的重大な事故が1年以上発生していないこと） ○労災保険又はグループ保険に加入していること	技術的要件	○業務内容に必要な資格及び技能を有した作業者が確保されていること ・電気取扱いに関する安全教育の受講 ・高所作業車の運転に関する技能講習の受講 ・特別教育受講（伐採（伐木・チェーンソー）に関する特別教育） ○過去の当社安全パトロールにおいて、ペナルティー適用又は重大な指摘事項等がないこと	発注形態	元請1次下請 元請工事会社登録会社	その他	○下請工事会社の工事施工に当たっては、元請工事会社の管理責任者の現場常駐を条件（元請会社の責任の明確化）とし承認する。（安全パトロール等でチェック）	○下請工事に関する記載を明記	(参考：一般地中線工事業務処理マニュアルより抜粋) 5 1 一般地中線工事の下請工事会社の承認（登録） センター工事担当Gは、元請会社からの申請に対し、次の必要要件をチェック表（様式3）にもとづき審査し、すべてを満足する会社を下請工事会社としてセンター工事担当G長が承認（登録）する。なお、具体的な業務処理は下請工事会社登録業務処理フロー（別紙8）による。 <table><tr><th>項 目</th><th>具 体 的 必 要 要 件</th></tr><tr><td>企業としての要件</td><td>○下請工事に必要な、建設業等の法的許認可を受けていること。 ○会社として、社会的信用があること（過去において、社会的なトラブルを起こしていないこと）。 ○安全管理体制が整備されていること（死亡事故や社会的重大な事故が1年以上発生していないこと）。 ○災害補償保険に加入していること。</td></tr><tr><td>技術的要件</td><td>○下請工事に必要な技術を有する作業員を確保していること（下請工事に必要な特殊技術の資格を有する作業員を確保していること）。 ○工事品質が優れていること（手直し工事等が過去3か年に発生していないこと）。</td></tr><tr><td rowspan="2">発注形態</td><td>標準 元請1次下請 元請工事会社登録会社特殊工事外注 直営施工 ケーブル(高圧ケーブル100sq超過、低圧ケーブル200sq超過)、機器等の電気工事は元請工事会社による </td></tr><tr><td>特 例 元請1次下請2次下請 元請工事会社登録会社分割下請 直営施工分割下請 特殊工事外注 ケーブル(高圧ケーブル100sq超過、低圧ケーブル200sq超過)、機器等の電気工事は元請工事会社による </td></tr><tr><td>その他</td><td>・下請工事会社の工事施工に当たっては、元請工事会社の管理責任者の現場常駐を条件（元請会社の責任の明確化）とし承認する。（安全パトロール等でチェック）</td></tr></table> ○元請け工事会社の管理責任者の現場常駐については、工事請負契約条件（基準）にも明記されている <工事契約条件（基準）抜粋> （現場代理人及び主任技術者等） 第12条 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、（以下、省略）	項 目	具 体 的 必 要 要 件	企業としての要件	○下請工事に必要な、建設業等の法的許認可を受けていること。 ○会社として、社会的信用があること（過去において、社会的なトラブルを起こしていないこと）。 ○安全管理体制が整備されていること（死亡事故や社会的重大な事故が1年以上発生していないこと）。 ○災害補償保険に加入していること。	技術的要件	○下請工事に必要な技術を有する作業員を確保していること（下請工事に必要な特殊技術の資格を有する作業員を確保していること）。 ○工事品質が優れていること（手直し工事等が過去3か年に発生していないこと）。	発注形態	標準 元請1次下請 元請工事会社登録会社特殊工事外注 直営施工 ケーブル(高圧ケーブル100sq超過、低圧ケーブル200sq超過)、機器等の電気工事は元請工事会社による	特 例 元請1次下請2次下請 元請工事会社登録会社分割下請 直営施工分割下請 特殊工事外注 ケーブル(高圧ケーブル100sq超過、低圧ケーブル200sq超過)、機器等の電気工事は元請工事会社による	その他	・下請工事会社の工事施工に当たっては、元請工事会社の管理責任者の現場常駐を条件（元請会社の責任の明確化）とし承認する。（安全パトロール等でチェック）	○補足内容を追記
項目	具体的必要要件																								
企業としての要件	○過去にコンプライアンス面、環境面等、マスコミに取上げられた不当行為、違法行為がないこと ○当社に対して非協力的でないこと ○安全管理体制が整備されていること（死亡事故や社会的重大な事故が1年以上発生していないこと） ○労災保険又はグループ保険に加入していること																								
技術的要件	○業務内容に必要な資格及び技能を有した作業者が確保されていること ・電気取扱いに関する安全教育の受講 ・高所作業車の運転に関する技能講習の受講 ・特別教育受講（伐採（伐木・チェーンソー）に関する特別教育） ○過去の当社安全パトロールにおいて、ペナルティー適用又は重大な指摘事項等がないこと																								
発注形態	元請1次下請 元請工事会社登録会社																								
その他	○下請工事会社の工事施工に当たっては、元請工事会社の管理責任者の現場常駐を条件（元請会社の責任の明確化）とし承認する。（安全パトロール等でチェック）																								
項 目	具 体 的 必 要 要 件																								
企業としての要件	○下請工事に必要な、建設業等の法的許認可を受けていること。 ○会社として、社会的信用があること（過去において、社会的なトラブルを起こしていないこと）。 ○安全管理体制が整備されていること（死亡事故や社会的重大な事故が1年以上発生していないこと）。 ○災害補償保険に加入していること。																								
技術的要件	○下請工事に必要な技術を有する作業員を確保していること（下請工事に必要な特殊技術の資格を有する作業員を確保していること）。 ○工事品質が優れていること（手直し工事等が過去3か年に発生していないこと）。																								
発注形態	標準 元請1次下請 元請工事会社登録会社特殊工事外注 直営施工 ケーブル(高圧ケーブル100sq超過、低圧ケーブル200sq超過)、機器等の電気工事は元請工事会社による																								
	特 例 元請1次下請2次下請 元請工事会社登録会社分割下請 直営施工分割下請 特殊工事外注 ケーブル(高圧ケーブル100sq超過、低圧ケーブル200sq超過)、機器等の電気工事は元請工事会社による																								
その他	・下請工事会社の工事施工に当たっては、元請工事会社の管理責任者の現場常駐を条件（元請会社の責任の明確化）とし承認する。（安全パトロール等でチェック）																								

伐採業務処理基準の改正について〔伐採業務委託マニュアル〕

頁	改 正 後									
	全社で統一する本店則（基準・業務標準）	改正の理由	補 足 説 明	改正の理由						
	7 関係書類の保存 業務委託に関する書類については、次の期間、適切に保存する。 <table><tr><td>書 類</td><td>保存期間</td></tr><tr><td>竣 工 書 類</td><td>7 年</td></tr><tr><td>検査に関する定期報告書（出力帳票）</td><td>5 年</td></tr></table>	書 類	保存期間	竣 工 書 類	7 年	検査に関する定期報告書（出力帳票）	5 年	○ 番号の変更	○ 建設伐採に関する書類も同様とする。	
書 類	保存期間									
竣 工 書 類	7 年									
検査に関する定期報告書（出力帳票）	5 年									

「66kV 三ヶ所線基礎工事中における作業員死亡事故」の問題点と再発防止策について

【 】内は、水平展開の視点の番号を記載

[illegible]

「66kV 三ヶ所線基礎工事中における作業員死亡事故」の問題点と再発防止策について

【 】内は、水平展開の視点の番号を記載

項目	問題となる事実	再発防止策	水平展開要否	水平展開内容	実施目途
S : Software (規程、基準など)	〔手順の未整備〕 ○ 地上部のライナープレートを通例とは異なる手順で撤去した。	〔ライナープレート撤去手順の標準化〕 ○ 当社が工事仕様書にて遵守するよう指示している安全に関する共通事項が記載された「安全作業手順書（送研九州支部作成）」の中に、 <u>地上部のライナープレート撤去手順を追加する。</u> 〔遵守事項〕 ・ 地上部では、土圧がある山側ライナープレートの裏込め土を取り除いた後に上部から撤去する。(別紙参照)	×	【 】 ○ 託送部門は、工事業務がないため水平展開項目なし	—
H : Hardware (設備、工具など)	—	—			
E : Environment (時間、天候、照明など)	—	—			
L 1 : Liveware (自分自身の意識、行動など) L 2 : Liveware (同僚、上司、組織の意識、行動など)	〔手順の省略〕 ○ 作業責任者は、土圧を取り除かずにライナープレート3段分を一括して重機で吊って撤去する工法を選定した。 〔元請による下請の技術レベル確認不足〕 ○ 現場代理人は、当日の工法を作業責任者に確認せず、作業前ミーディングにおいても工法について具体的に指示しなかった。 〔・ 作業責任者は、通例と異なる工法で作業することを現場代理人に連絡しなかった。〕 〔上下作業の実施〕 ○ 作業責任者は、作業員を孔内から退避させずに、吊荷作業を指示し、監視者等はその指示が危険であると思わなかった。 〔・ 上下作業を前提としたTBM-KYを実施したため、上下作業に関する危険要因を抽出できなかった。〕	〔手順の遵守〕 ○ 当社は、作業責任者を含む全ての作業員に対して、 <u>上記で定められた地上部のライナープレート撤去工法・手順を遵守するよう周知・徹底する。</u> 〔元請による下請の技術レベル確認の徹底〕 ○ 当社は、全請負先に以下の責務を周知・徹底する。 〔・ 現場代理人は、当該工事における全ての作業工法・手順を把握し、適切に作業するよう監督・指導する責務があること。 ・ 作業責任者は予め決められた作業工法を変更する場合(標準的な工法よりも効率的な工法を発案し、工法を変更する場合も含む)、現場代理人へ報告する責務があること。 ・ 現場代理人は、作業工法の変更や安全対策等について当社と協議する責務があること。〕 ○ 当社は、 <u>元請に対して下請まで含めた安全管理体制を安全監査等により確認する仕組みについて検討する。</u> 〔元請の再発防止対策〕 新規下請を採用する場合、元請の管理員が現場に常駐し、安全意識や技術・技能について確認・把握する。 〔上下作業の禁止〕 ○ 当社は、作業責任者を含む全ての作業員に対して、 <u>孔内に作業員を残したまま吊荷作業※を行わないこと、及び吊荷の下には入らない・入らせないという基本事項（上下作業の禁止）を軽微な作業であっても徹底するよう周知・徹底する。</u> ※現状、吊荷高さが腰高程度以下であれば吊荷へ接近しての誘導等を許容しているため、今回事故を踏まえ、吊荷作業時の立入禁止範囲について送研大で整理し、当社標準工事仕様に反映・周知する。 〔・ 作業責任者は、あらゆる状況を想定したTBM-KYを実施し、決定した作業工法・手順を作業員全員に徹底させる。〕	×	【 】 ○ 託送部門は、工事業務がないため工法・手順に関する水平展開項目なし ○ なお、託送部門委託会社の委託員（検針員）に対しては、当社社員もしくは委託会社社員にて定期的に帯同検針を行うことで作業手順の確認を行う仕組みを構築済 ○ また、委託会社及び料金ユニオンの安全管理体制についても、2回／年の安全委員会にて確認するよう仕組みを構築済	—
その他	○ 救急隊到着まで、現場でAED等による救命処置を実施できなかった。	〔作業環境に応じた救命措置の整備〕 ○ 人身災害の種類によっては、AED等による早期の救命処置を実施することで、被災者が助かることも考えられるため、AED等の配備（損料計上）に加え、作業員への救命処置訓練について検討する。	×	【 】 ○ 託送部門は、検針業務等、単独での作業となるため水平展開項目なし	—

文書受信箱



件名	重量物取扱い時におけるトラ綱が必要な作業の明確化について〔周知〕														
起案箇所	配電本部 配電管理グループ、配電本部 配電設備建設グループ、 配電本部 配電技術センター 工事技術グループ	決定日	2018/09/04												
承認印	役職：配電本部 配電管理グループ長 氏名：渡邊 勲 日付：2018/09/04 役職：配電本部 配電設備建設グループ長 氏名：那須 伸昭 日付：2018/09/04 役職：配電本部 配電技術センター 工事技術グループ長 氏名：恒見 光矢 日付：2018/09/04														
回答	不要	回答期限													
本文	平成30年5月に当社送電部門の鉄塔基礎請負工事で発生した重量物の土留め用部材（ライナープレート）と鉄塔基礎に挟まれる死亡事故を受け、配電部門における重量物取扱い時の対策強化を目的に、「夏季安全・ヒューマンエラー事故防止重点事項」の中で、別途周知としていました「重量物取扱い」に関し、トラ綱の取付けが必要な対象作業を明確化し、再整理しました。 つきましては、下記の内容について、関係者への周知と当該作業時における確実な対応を実施下さい。 記 1 要旨 ○平成30年度の配電部門「夏季安全・ヒューマンエラー事故防止重点事項」における「重量物取扱い」に関し、当社及び委託工事会社の基準の点検と作業検証の結果から、必要に応じ取り付けるとしているトラ綱の取付対象作業を明確化し、再整理したもの ＜夏季安全・ヒューマンエラー事故防止重点事項(参考1)＞ <table><tr><th>項目</th><th>確実な実施が必要な項目</th></tr><tr><td>重量物取扱い</td><td>・重量物の誘導や急なブレ防止のためトラ綱などの使用を徹底し、重量物の直下には絶対に入らない</td></tr></table> 2 周知事項 (1) 重量物取扱い時に確実な実施が必要な事項（今回の再整理事項） ・重量物を吊上げる（吊下す）場合、<u>吊り荷は垂直に吊上げ（吊下し）、吊り荷の直下には絶対に入らない</u> ・なお、次の作業時は<u>吊り荷にトラ綱を取付け、吊り荷の直下を避けた位置で吊り荷の①～⑤の誘導を行う</u> <table><tr><th>重量物吊り時のトラ綱が必要な作業</th><th>トラ綱取付けの目的</th></tr><tr><td>① 電柱及び樹木幹の積込み・積下ろし作業</td><td rowspan="3">・長尺物の地切り時、及び吊り中における横ブレ等による他物接触の防止 ・長尺物の吊下し時、及び建込み時における、位置合わせ、または向き合わせ</td></tr><tr><td>② 電柱の建込み及び撤去作業(注1)</td></tr><tr><td>③ 樹木幹の伐倒作業及び倒木幹の除去作業</td></tr><tr><td>④ T r ホイストを使用する変圧器等</td><td>・吊り中の向きの保持、及び</td></tr></table>			項目	確実な実施が必要な項目	重量物取扱い	・重量物の誘導や急なブレ防止のためトラ綱などの使用を徹底し、重量物の直下には絶対に入らない	重量物吊り時のトラ綱が必要な作業	トラ綱取付けの目的	① 電柱及び樹木幹の積込み・積下ろし作業	・長尺物の地切り時、及び吊り中における横ブレ等による他物接触の防止 ・長尺物の吊下し時、及び建込み時における、位置合わせ、または向き合わせ	② 電柱の建込み及び撤去作業(注1)	③ 樹木幹の伐倒作業及び倒木幹の除去作業	④ T r ホイストを使用する変圧器等	・吊り中の向きの保持、及び
	項目	確実な実施が必要な項目													
	重量物取扱い	・重量物の誘導や急なブレ防止のためトラ綱などの使用を徹底し、重量物の直下には絶対に入らない													
	重量物吊り時のトラ綱が必要な作業	トラ綱取付けの目的													
	① 電柱及び樹木幹の積込み・積下ろし作業	・長尺物の地切り時、及び吊り中における横ブレ等による他物接触の防止 ・長尺物の吊下し時、及び建込み時における、位置合わせ、または向き合わせ													
	② 電柱の建込み及び撤去作業(注1)														
	③ 樹木幹の伐倒作業及び倒木幹の除去作業														
	④ T r ホイストを使用する変圧器等	・吊り中の向きの保持、及び													

	の取付・撤去作業 ⑤ 吊上げ・吊下しの途中で引込線等の障害物の交わしが必要な作業	取付時の位置・向き合わせの補助 ・高所作業車のブーム動作及びサブブーム動作による障害物交し時(注2)の、横ブレ等による他物接触の防止
(注1) 高压活線近接作業では、電柱誘導工具(間接活線工具)を使用すること (注2) トラ綱を引き障害物を交わした状態(吊り荷の斜め引き状態)でのウインチの巻上げ及び巻下げは高所作業車の目的外使用のため禁止		
(2) マニュアル類の見直し ○ 「配電作業実施マニュアル(業務標準)」の4.1.10「工具・材料類の吊上げ・吊下げ」について、 <u>本店側の補足として、上記(1)の内容を追記</u> (詳細は(別紙)参照) ○ なお、マニュアルの改定は、他の改定と合わせ、今年度3月末までに別途実施		
3 その他 ○ 委託工事会社への周知等は不要 (本店から委託工事会社協議会経由で文書にて依頼済) (同文送付先) ・ 九電配電業務委託協議会 ・ 九電テクノシステムズ株式会社 ・ 九州高压コンクリート工業株式会社 以 上 工 事 技 術 G 住 吉 (99-3883) 配電設備建設 G 石 井 (99-3831) 配 電 管 理 G 時 任 (99-3824)		
添付ファイル	説明 (参考1) H30年度 配電本部 夏季安全・ヒューマンエラー事故防止重点事項の策定について.xdw (参考2) 2018.5.18文書【依頼】送電鉄塔基礎工事中における請負作業員の死亡災害について.xdw (別紙)配電作業実施マニュアル(業務標準).xdw	
関連情報		
保存年限	永久	廃棄日

送付

送付先 (九州電力)	配電本部 配電教育グループ、北九州送配電統括センター 配電部 配電グループ、北九州送配電統括センター 配電部 配電建設グループ、福岡送配電統括センター 配電部 配電グループ、福岡送配電統括センター 配電部 配電建設グループ、福岡送配電統括センター 配電部 地中線工事1グループ、福岡送配電統括センター 配電部 地中線工事2グループ、佐賀送配電統括センター 配電部 配電グループ、佐賀送配電統括センター 配電部 配電建設グループ、長崎送配電統括センター 配電部 配電グループ、長崎送配電統括センター 配電部 配電建設グループ、大分送配電統括センター 配電部 配電グループ、大分送配電統括センター 配電部 配電建設グループ、熊本送配電統括センター 配電部 配電グループ、熊本送配電統括センター 配電部 配電建設グループ、宮崎送配電統括センター 配電部 配電グループ、宮崎送配電統括センター 配電部 配電建設グループ、鹿児島送配電統括センター
---------------	--

	括センター 配電部 配電グループ, 鹿児島送配電統括センター 配電部 地中線工事グループ, 鹿児島送配電統括センター 配電部 配電建設グループ
写送付先 (九州電力)	配電本部 配電戦略企画グループ, 配電本部 配電系統高度化グループ, 配電本部 配電管理グループ, 配電本部 配電設備建設グループ, 配電本部 配電技術グループ, 配電本部 計量システム開発グループ, 配電本部 配電制御高度化グループ, 配電本部 配電システム開発グループ, 配電本部 配電技術センター 用品管理技術グループ, 配電本部 配電技術センター 電力品質・保全技術グループ, 配電本部 配電技術センター 工事技術グループ, 北九州送配電統括センター 配電部長, 福岡送配電統括センター 配電部長, 佐賀送配電統括センター 配電部長, 長崎送配電統括センター 配電部長, 大分送配電統括センター 配電部長, 熊本送配電統括センター 配電部長, 宮崎送配電統括センター 配電部長, 鹿児島送配電統括センター 配電部長
送付先 (九州電力以外)	
写送付先 (九州電力以外)	
送付形態	決定後即時送付

受信

受信確認	日時 : 2018/09/04 18:01:13 確認者 : 時任 賢一
------	--------------------------------------

分類

分類	配電本部 配電管理グループ		
申請者	時任 賢一	申請日時	2018/09/04 15:31

詳細履歴

作成履歴	最初の文書作成者 : 時任 賢一 作成日 : 2018/09/04 15:29:36
更新履歴	

平成30年度 配電本部 夏季安全・ヒューマンエラー事故防止重点事項の策定について

1 策定の考え方（基本方針）

- 基本的には、夏季においても今年度の最重点課題である「重大災害、ヒューマンエラー（H E）事故撲滅対策」の定着化に最優先で取り組むが、夏季には夏季特有の事故要因が存在するため、その事故防止にも併せて取り組む
- また、人間はミスをするものであるが、そのミスを事故に繋げないために繰り返し徹底をお願いしてきた「指令者と班長・作業者、班長と作業者間の確実な相互確認」や「少しでもおかしいことや疑問などがある場合には、それを確実に解決するまでは絶対に次の手順や作業を行わない」などの「事故を起こさないための基本」が全く守られていないことが主原因の事故が多発しているため、今度こそ確実な定着化を図る

2 ヒューマンエラー事故発生状況

- 基本動作の定着化などに加え、「相互確認の確実な定着化」と「少しでもおかしいことや疑問などがある場合には、自分ひとりの判断で次の手順に決して進まず、確実に問題が解決してから次の手順に進むこと」を最優先事項として取り組んできたにも関わらず、同じようなH E事故が繰り返し発生しており、未だに「事故を起こさないための基本」が定着していないことが判明

（H30年1月以降のH E事故実績）

発生日	事業所	事 故 概 要	問題点
H29 年度	H30.2.27 延岡 (社員)	開放すべき開閉器操作を失念し、検電器が鳴っているにも関わらず、その原因を十分に調査しないまま充電した高圧ケーブルを地中開閉器室から引き抜き地絡事故が発生	・延長と主な作業者の相互確認が未実施 ・検電器が鳴っているにも関わらず、その原因も調べないまま次の手順を実施
	H30.3.9 別府 (社員)	子局不良取替後の運転試験を終え、開閉器を平常状態に切戻す作業の途中において、手続実行を失念し、開閉器が自断し停電	・未だに相互確認を略称返して実施（センター指示） ・十分な指令体制が未構築
H30 年度	H30.5.25 佐賀 (社員)	実施表の手順誤りで注意喚起のダイアログボックスが表示されたにも関わらず、指令者は疑問を持たず、そのまま操作を継続し停電	・管理職の実施表審査不十分（人任せ） ・注意喚起が表示されたにも関わらずその原因を調査しないまま次の手順を実施

3 至近の重大災害及び工事における不適切事象

（1）請負工事における重大災害

- 送電部門での鉄塔基礎請負工事において、作業手順の未遵守により作業者が重量物の土留め用部材（ライナープレート）と鉄塔基礎に挟まれる死亡事故が発生しており、重量物を扱う際の対策強化が必要
- 配電部門の請負伐採工事において、高所作業車のバケットに作業者を搭乗させた状態で傾斜地を移動させようとジャッキ操作をした際、輪止めが外されていたことなどが原因で車両が逃走し作業者がバケットから地上に落下する重大災害が発生しており逃走防止などの対策強化が必要

（2）委託工事における不適切事象

- 活線作業における班長の専念監視の実実施や、ヤットコの赤つば上部の把持、作業者の高圧線への極端な接近など、休日の作業で誰も見ていないだろうという理由で基本動作を守らない手抜き作業を実施している事例があり、班長・作業者の意識や基本動作定着化の再点検が必要

4 夏季特有の要因による業務上災害発生状況

（1）過去5カ年の夏季（7～9月）における業務上災害発生状況【別紙2 参考①】

- 業務上災害（重傷災害除き）全体で110件発生。そのうち夏季に53件と約半数が集中
- 特に、社員においては73件発生のうち夏季に42件と発生割合が高く、要因別では蜂刺傷（16件）、熱中症（6件）が合計22件発生しており蜂対策や熱中症対策の強化が必要

（2）低圧感電事故【別紙2 参考②】

- 過去、5件の低圧感電は全て夏季に発生しており、うち2件が死亡事故
- 発汗時における皮膚の抵抗は、皮膚が乾燥した状態に比べ1/12程度に低下すると言われており、また、高温多湿により作業者の集中力が低下する危険が増すなど、確実な防護具取付などが不可欠

5 平成30年度 配電本部夏季安全・ヒューマンエラー事故防止重点事項

■重大災害、H E事故撲滅対策の定着化に最優先に取り組む【詳細は別紙1】

（1）事故を起こさないための基本

<基本となる考え方（安全の基本）>

- 重大災害は人の命や生涯残る後遺症など、取り返しのつかないことに繋がるものであり、またH Eによる不要な停電も、社会の信用信頼の失墜につながるもので根絶が必要
- 人間はミスをするものであるが、そのミスを事故に繋げないためには相互確認（2重3重の確認）が大切であり、それを正確かつ確実に実施することが必要

<相互確認>

- 実施表等の内容を各々が間違いないか確認した後、指令者⇄班長・作業者、班長⇄作業者で、その結果について相互で再確認すること。少しでもおかしいことや疑問などがある場合、個人の見解だけでは判断を誤るおそれがあるため、必ず複数人で間違いないか確認し、確実に解決してから次の手順や作業に進むこと
- 確認する相手に対しては自分が間違っているかもしれないことを常に意識し、一つひとつ丁寧に且つ正確に確認すること

<確実な手順完了確認>

- 手順飛ばし防止のため、完了時刻を実績欄へ記載する等、一つひとつの手順の完了確認を確実に実施すること

（2）至近の重大災害等を踏まえた確実な実施が必要な事項

項目	確実な実施が必要な事項
重量物取扱 土留め工事	・重量物の誘導や急なブレ防止のためトラッドなどの長用を徹底し、重量物の直下には絶対に入らない ・吊り高さが1.5mを超える場合など、主任者指揮のもと、土留め支保工を確実に施工
車両 逃走 対策	全車両 共通
	監車時 輪止め 取外し時
ジャッキ付 特殊車両	ジャッキ 格納時
班長の専念監視	・無停電切替・間接活線作業など専念監視対象作業は、監視に専念することを徹底
請負会社への指導	・傾度の少ない請負工事においては、導入教育等を活用し、法令遵守はもちろんのこと、当社における事故撲滅対策についても確実な教育のうえ、理解浸透を図り遵守を徹底

※詳細は別途周知予定

■夏季特有の要因を踏まえた災害防止対策の遵守【詳細は別紙2】

- 夏季は、高温多湿による疲労蓄積や発汗により感電や熱中症などの災害リスクが高まるため、一人ひとりが体調維持・管理に努め災害を未然防止
- また、熱中症や蜂刺傷災害の防止に向け、朝礼時の体調確認や気象予報等を踏まえた現場出向時の上長・職場トップのこまめな注意喚起、繰り返しの声掛けの継続実施
- 作業時に接触する可能性がある範囲の充電・入出電箇所への確実な防具取付を徹底

■指導者による事故防止に向けた確実な定着化の取組み

- 事業所長・管理職・委託工事会社の安全管理者等のトップは、自所から絶対に事故を起こさないとの「強い思い」を持ち、先頭に立って安全のPDCAを確実に回し定着化を図る
- 指導者自身が、再度「定着化すべき事項」や「遵守すべき事項」についてしっかりと理解し、そのうえで、やり方だけでなく背景や目的及び根拠となる内容を含め、どのような方法で理解浸透を図ることが効果的かをしっかりと考え具現化したうえで、繰り返し指導を行い定着化を図る
- 時間が経てば理解や意識が薄れていくものであり、定着化後も継続した指導と定着状況の確認を実施
- 日常的な職場トップの繰り返しの声掛けなどにより安全意識の定着化を図る

文書受信箱



件名	【依頼】送電鉄塔基礎工事中における請負作業員の死亡災害について		
起案箇所	配電本部 配電管理グループ, 配電本部 配電設備建設グループ	決定日	2018/05/18
承認印	役職：配電本部 配電設備建設グループ長 氏名：郡山 伸一郎 日付：2018/05/18 役職：配電本部 配電管理グループ長 氏名：渡邊 勲 日付：2018/05/18		
回答	不要	回答期限	
本文	平成30年5月15日（火）、当社送電部門の鉄塔基礎工事において、工事請負会社の作業員が、鉄塔基礎の柱体部（コンクリート構造物）と土留め用部材であるライナープレート（重量物：約450kg）の間に挟まれて死亡するという大変傷ましい事故が発生しました。 配電工事においても、電柱や変圧器、開閉器などの重量物を取扱う作業が多く、過去には電柱に作業員が挟まれて死亡する事故も発生しています。また、今回の作業では、土留め工の解体手順が不適切なことによる地山の崩壊も引き起しています。 つきましては、当社及び工事会社の関係者全員に対し、今回の事故内容を共有すると共に、重量物を取扱う作業及び土木工事（土留め工）における留意事項などを再徹底ください。 記 1. 事故概要 ○【別紙1】「鉄塔基礎工事中における作業員死亡事故について」を参照 2. 本件を踏まえた作業時の留意事項 (1) 重量物取扱い時の留意事項 ○重量物を取扱う作業時は、重量物の誘導や急なブレ防止のため、トラ綱などの使用を徹底し、重量物の直下には絶対に入らないこと（作業員は安全が確保できる場所に退避のこと） ○建柱車やバケット車のウインチ機能などで重量物を吊り上げ、下げる場合は、吊り荷の重量が定格荷重を超えないこと ・車両の使用制限範囲（ブームの張り出し長さ、ブーム角度など）を確認厳守しながら操作を行うこと ○吊り荷の重心の判断は正確に行い、重心が左右に片寄っている場合は、傾斜や横ぶれに注意すること（玉掛けは有資格者が行うこと） ・吊り上げた状態で衝突するような障害物や作業員などがいないか十分に確認のこと ○監視は操作者から見通しがよく、全体的に監視できる位置で行うこと (2) 土留め工の留意事項 ○地中線工事などにおいて、掘削に伴い地山が崩壊する恐れがあるときは、作業員及び公衆の安全確保のため、土留め工（矢板工法や今回のライナープレート工法など）を適切に施すこと ・土留め工の設置、解体は正式な工法で行うこと ※通常、ライナープレートの解体は、土砂の流入を防止するため、数段ずつ解体し、埋戻しや締め固め等を繰り返す必要があるが、今回は重機で一気に吊り上げを実施 ○土砂が落下する恐れがある場所では、絶対にその下方で作業を実施しないこと 3. 依頼事項		

	○ 当社センター、配電事業所の管理職は、当社社員、及び委託工事会社等(※)の関係者に対し、今回の事故内容を説明すると共に、上記留意事項の再徹底を図ること ・安全パトロール等で重量物を取扱う作業や掘削作業の実施状況を確認し、不適切な場合は、教育・指導を徹底のこと ○ 委託工事会社等(※)は、下請工事会社を含む全作業者に対し、今回の事故内容を説明すると共に、上記留意事項の再徹底を図ること ・安全巡視等で重量物を取扱う作業の実施状況を確認し、不適切な場合は教育・指導を徹底のこと ・安全面で特に注意が必要な事項がある場合は、導入教育の機会等を活用し、作業に従事する前の段階で作業手順や基本事項を十分に確認の上、作業者に教育を実施すること ※請負工事会社、業務委託会社を含む 以 上 (同文送付先) ・九電委託工事会社協議会 ・九電配電業務委託協議会 ・九電テクノシステムズ株式会社 ・九州高圧コンクリート工業株式会社 扱い：配電本部 配電管理 G 波平 (99-3824) 配電設備建設 G 岩下 (99-3831)		
添付ファイル	説明 【別紙1】「鉄塔基礎工事中における作業員死亡事故について」.xdw		
関連情報			
保存年限	10年	廃棄日	2029/04/01

送付

送付先 (九州電力)	北九州送配電統括センター 配電部長, 北九州送配電統括センター 配電部 配電グループ, 北九州送配電統括センター 配電部 配電建設グループ, 福岡送配電統括センター 配電部長, 福岡送配電統括センター 配電部 配電グループ, 福岡送配電統括センター 配電部 配電建設グループ, 福岡送配電統括センター 配電部 地中線工事1グループ, 福岡送配電統括センター 配電部 地中線工事2グループ, 佐賀送配電統括センター 配電部長, 佐賀送配電統括センター 配電部 配電グループ, 佐賀送配電統括センター 配電部 配電建設グループ, 長崎送配電統括センター 配電部長, 長崎送配電統括センター 配電部 配電グループ, 長崎送配電統括センター 配電部 配電建設グループ, 熊本送配電統括センター 配電部長, 熊本送配電統括センター 配電部 配電グループ, 熊本送配電統括センター 配電部 配電建設グループ, 宮崎送配電統括センター 配電部長, 宮崎送配電統括センター 配電部 配電グループ, 宮崎送配電統括センター 配電部 配電建設グループ, 鹿児島送配電統括センター 配電部長, 鹿児島送配電統括センター 配電部 配電グループ, 鹿児島送配電統括センター 配電部 地中線工事グループ, 鹿児島送配電統括センター 配電部 配電建設グループ
写送付先 (九州電力)	配電本部 配電戦略企画グループ, 配電本部 配電系統計画グループ, 配電本部 再エネ連系高度化グループ, 配電本部 配電管理グループ, 配電本部 配電設備建設グループ, 配電本部 配電教育グループ, 配電本部 配電技術グループ, 配電本部 計量システム開発グループ, 配電本部 配電制御高度化グループ, 配電本部 配電システム開発グループ, 配電本部 配電技術センター 用品管理技術グループ, 配電本部 配電技術センター 電力品質・保全技術グループ, 配電本部 配電技術センター 工事技術グループ
送付先 (九州電力以外)	
写送付先 (九州電力以外)	
送付形態	決定後即時送付

受信

受信確認	日時：2018/05/21 14:36:24 確認者：安藤 康太
------	----------------------------------

分類

分類	配電本部 配電管理グループ		
申請者	波平 賢二	申請日時	2018/05/18 18:20

詳細履歴

作成履歴	最初の文書作成者： 波平 賢二 作成日： 2018/05/18 14:38:24
更新履歴	

1	発 生 日 時	平成30年5月15日（火） 10時20頃 天候：晴れ
2	工 事 件 名	〃
3	発 生 の 場 所	〃
4	被 災 者	会社名 元請 K 被災者 (株)M（一次下請け）S（死亡）：31歳（経年数13年） 作業班構成 5名（作業責任者：1名、被災者：1名、オペレータ：1名、地上作業員：1名、監視者：1名）
5	対 応 の 状 況	平成 30年5月15日（火） 7:30 現場代理人から作業責任者へ作業内容（B、C脚埋戻し）の指示伝達 8:00 TBM-KYを作業責任者含む作業員5名で実施 ※今回の作業工法（ライナープレート3段を吊上げる）を作業員に周知。 9:30 B脚のライナープレート外し作業着手（9:55に作業終了） 10:00 C脚のライナープレート外し作業着手 10:20 新No43C脚のライナープレート外し作業中に被災。 ライナープレート5枚のうち谷側の3枚は外れたが、残り2枚のボルトが外れなかったことから、作業責任者が孔内からオペレータにボルトに掛かった力を逃がすためにライナープレートを僅かに吊り上げるよう指示した。その後、吊り上げた際にボルト2本が抜け、その拍子にバランスを崩したライナープレートと基礎柱体部の間に被災者が挟まれた。 救出活動開始 10:28 119番通報 10:35 心臓マッサージ開始 10:45 救急車到着（心肺停止状態） 11:20 救急車にてヘリポートまで搬送 11:55 ドクターヘリ出発 12:10 〃南院にドクターヘリ到着 12:18 警察から現場作業員へ現場にて事情聴取開始 13:30 被災者の状況確認 意識不明。自力での呼吸ができないため、人工呼吸器により治療中。 13:43 被災者死亡 16:15 基礎工事に従事していた作業員5名が〃警察署へ移動 22:00 〃警察署の事情聴取終了
6	傷 病 名	死亡(死因:肺挫傷による血気胸)
7	被 災 者 の 服 装	ヘルメット、上下作業服、安全帯、安全靴、手袋
8	マ ス コ ミ 対 応	5月15日 〃県政記者クラブ（13社）、〃市政記者クラブ（12社）へ情報提供 5月16日 17:00 プレス発表 マスコミが現場立入り（5月16日 16:50 〃1社）

事故発生後の現場状況

C脚の撤去したライナープレート（3段分）

D

A・D脚は、標準的な工法どおりに下の段から順番にライナープレートを外し、都度埋め戻しを実施。

A

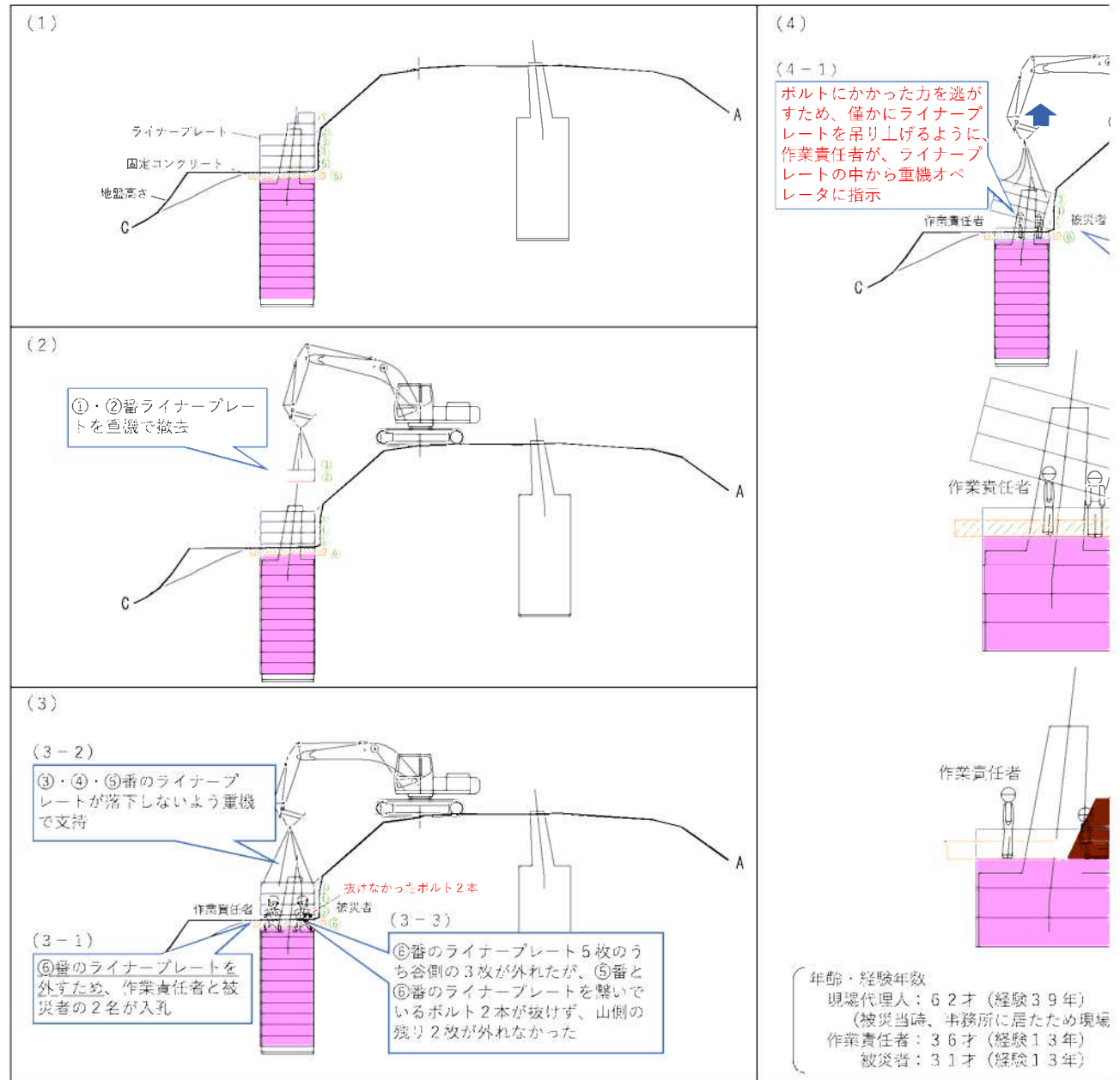
C（事故発生箇所）
※B脚のライナープレート撤去後、
C脚作業に着手

B脚は、ライナープレート（3段分）を
まとめてバックホーにて吊り上げて撤去
（問題なく撤去できた）

B



被災に至るまでの状況図



全社で統一する本店則（基準・業務標準）

2 高所作業車(含む、バケットを有する他車両)での作業

- (1) 高所作業車を用いて作業を行うときは、乗車席及び作業床以外の箇所に作業者を乗せてはならない。
- (2) 高所作業車は、積載荷重その他能力を超えて使用してはならない。
- (3) 高所作業車は、ウインチロープに水平張力を掛けたり、バケットでアームを持ち上げる等の、高所作業車の主たる用途外以外で使用してはならない。
- (4) 高所作業車は、平均風速 10m/s 以上ではバケットを使用してはならない。
- (5) 高所作業車は、バケットに作業者が搭乗した状態で走行させてはならない。
- (6) 高所作業車のバケットから他の造営物・支持物への乗り移りを行ってはならない。但し、班長の指示と監視により補助ロープを敷付ける等の墜落防止を施した場合を除く。

3 悪天候での高所作業の禁止

強風、大雨、大雪等の悪天候のために、当該作業の実施について危険が予想されるときは、高所作業を行ってはならない。

悪天候の目安は、次による。

【強風】：10 分間の平均風速が、毎秒 10m 以上の風

【大雨】：1 回の降雨量が、80mm 以上の降雨

【大雪】：1 回の降雪量が、25cm 以上の降雪

4.1.9 玉掛け作業

1 玉掛け用具の選定

吊り荷の重量と重心位置を確認したうえで、最適な玉掛け用ワイヤーロープ、スリング、織物ロープ等を選定する。

2 玉掛けの実施

- (1) 玉掛け用具は、滑りやすい、又は外れやすい所には掛けず、吊上げ前には地切り点検を行い、玉掛け用具に平均的、且つしっかり荷重が掛かっているかを確認する。
- (2) 電柱、機器類は、同時に 2 つ以上吊らない。

4.1.10 工具・材料類の吊上げ・吊下し

- 1 工具、材料等は、所定の工具袋等に入れ、工具・材料と防具を入れる工具袋は区別する。
- 2 高所作業車のウインチロープ、又は通い綱、通い滑車を使用して、吊上げ・吊下しを行う。
- 3 アーム等の重量物には、必要に応じ、架線等の障害物を交わすためのトラ綱を敷付ける。
- 4 地上作業者と吊り上げ・下げ作業者は呼称し受け渡しを行い、地上作業者は吊上げ・吊下しの直下に入らない。

4.1.11 特殊車両等の駐車と操作

1 駐車の基本

- (1) 交通に支障なく、傾斜のない水平で堅固な場所に駐車する。
- (2) 駐車の際は、サイドブレーキを確実にかけ、車両が完全に停止したことを確認してから車輪に輪止めを取付ける。

【駐車時等の車両の逸走防止対策】

① 駐車時の逸走防止対策

○ 駐車時は次の手順で車両の逸走を防止する。

手順	特殊車両	普通車両
1	フットブレーキを踏んだ状態で、サイドブレーキを最大に引く（又は踏込む）	
2	フットブレーキを離し、車両が前後に動かないことを確認し、ギアを駐車位置等に応じた位置に入れ、車両から降りる	
3	メーカー指定の輪止め 4 個を、タイヤに対し真直ぐに密着させて取付ける	タイヤの径に適合した輪止め 2 個を、タイヤに対し真直ぐに密着させて取付ける

送配電統括センター配電部以下の規定で変更可能な業務標準

本 店 則 の 補 足 (4.1.10 工具・材料類の吊上げ・吊下し)

- 重量物を吊上げる（吊下す）場合、吊り荷は垂直に吊上げ（吊下し）、吊り荷の直下には絶対に入らない。
- なお、次の作業時は、吊り荷にトラ綱を取付け、吊り荷の直下を避けた位置で吊り荷の誘導等を行う。

重量物吊り時のトラ綱が必要な作業	トラ綱取付けの目的
① 電柱及び樹木幹の横込み・横下し作業	・長尺物の地切り時、及び吊り中における、横ブレ等による他物接触の防止
② 電柱の建込み及び撤去作業（注 1）	・長尺物の吊り下し時、及び建込み時における、位置合わせ、または向き合わせ
③ 樹木幹の伐倒作業及び倒木幹の除去作業	・吊り中の向き保持、及び取付け時の位置・向合せの補助
④ T 型ホイストを使用する変圧器等の取付・撤去作業	・高所作業車のブーム動作、及びサブブーム動作による障害物交わし時（注 2）の、横ブレ等による他物接触の防止
⑤ 吊上げ・吊下しの途中で引込線等の障害物の交わしが必要な作業	

（注 1）高圧活線近接作業では、電柱誘導工具（間接活線工具）を使用すること

（注 2）トラ綱を引き障害物を交わした状態（吊り荷の斜め引き状態）での、ウインチの巻上げ、及び巻下げは、高所作業車の目的外使用のため禁止

本 店 則 の 補 足 (駐車時のギアの位置と特殊車両)

【駐車時のギアの位置】				
トランスミッション区分	オートマチック		マニュアル [※]	
駐車位置区分	平坦地	傾斜地	平坦地	傾斜地
ギアの位置	P（パーキング）		R（バック）	坂上向き駐車：1 速 坂下向き駐車：R（バック）

※ P T O 使用時は、N（ニュートラル）の位置にする

（特殊車両と普通車両）

区 分	車 種
特殊車両	高所作業車（サービス機動車等含む）、建柱車、仮支保工法車、配電工事車、高圧発電機車、低圧発電機車、移動変圧器車、工所用ケーブル車、トラック（クレーン付含む）
普通車両	上記以外の車両